

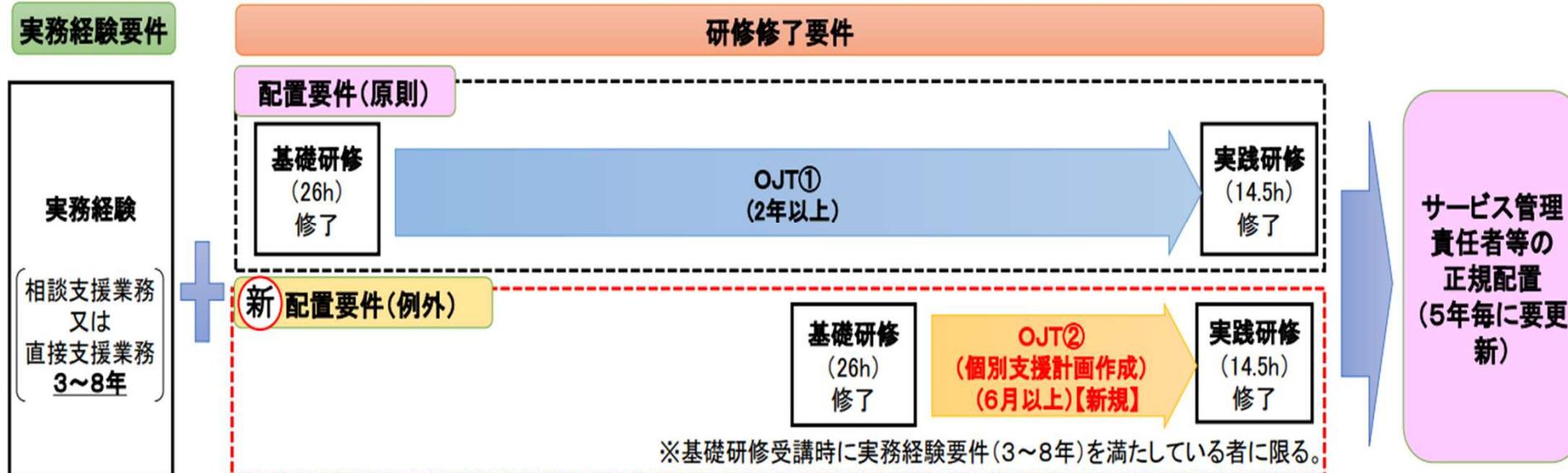
【全サービス共通】 サービス管理責任者等の みなし配置に関する届出について

令和6年度指定障害福祉サービス事業所等に係る集団指導
鳥取県西部総合事務所県民福祉局共生社会推進課

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の対応について

○ 実践研修受講要件としての実務経験(OJT)について、障害福祉サービス事業所等において、実務経験要件を満たした基礎研修修了者が以下の業務に従事する場合は「6月以上」の期間で実践研修の受講を可能とする

- ・ サービス管理責任者等が配置されている事業所において、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務を行う場合
- ・ やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務を行う場合



引用:厚生労働省HP

【県に届出が必要な書類】

1. 変更届(者:第2号様式/児:第22号様式)

変更内容の記載例

変更前

サービス管理責任者

氏名:鳥取 花子

住所:米子市 ○○

変更後

サービス管理責任者

氏名:鳥取 花子

住所:米子市○○

氏名:鳥取 花枝

住所:倉吉市○○

鳥取花枝は基礎研修修了者であり、○月○日より、個別支援計画作成の一連の業務に従事しています。

2. 添付書類

付表、勤務形態一覧表、組織図、サービス管理責任者経歴書、研修修了証(※)

(※)サービス管理責任者等基礎研修、相談支援従事者初任者研修

【留意事項】OJT業務の具体的内容

- ① 利用者について面接した上で**アセスメント**を行い、適切な支援内容の検討を行う。
- ② アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき**個別支援計画の原案を作成**する。
- ③ **個別支援計画の作成に係る会議を開催**し、上記原案の内容について担当者等から意見を求める。

※ サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者が業務に従事する場合は、サービス管理責任者等が開催する上記会議に参画すること。

- ④ 上記原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得、**個別支援計画を利用者に交付**する。
- ⑤ 定期的に個別支援計画の実施状況の把握及び利用者についての**継続的なアセスメント(モニタリング)**を行い、**少なくとも6月に1回以上個別支援計画の見直し**を行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行う。

引用：厚生労働省 事務連絡（令和5年3月31日）

【留意事項】OJT業務等の頻度について

個別支援計画の原案作成までの一連の業務回数
＝少なくとも概ね計10回以上

- ✖ 業務回数が10回未満の場合
サービス管理責任者等実践研修の受講はできません
- ✖ アセスメント→原案作成→個別支援会議の開催
→個別支援計画の交付→モニタリングまで行って“1回”

(OJTの業務の頻度等について)

問5 「個別支援計画の作成の業務」については、どれくらいの回数を行っている必要があるか。期間の算定についてはどのように行うべきか。

(答) この実務経験(OJT)は、サービス管理責任者等養成に係る一連の研修の一部をなすものとして設定されたものであり、その十分な実施を担保する観点から、少なくとも概ね計10回以上行うことを基本とする。
(なお、個別支援計画の見直しについては、少なくとも6月に1回以上行うことが指定基準上定められている)

また、実務経験(OJT)に係る期間(勤務日数)の算定にあたっては、厳密に「個別支援計画の作成の業務」を行った日のみを算入するのではなく、サービス管理責任者等の配置を必要とする障害福祉サービス事業所等において従事した期間をもって算定して差しつかえない。